

# 理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令案について（概要）

## 1. 趣旨

平成23年度から小学校及び特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）の学習指導要領が、平成24年度から中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）の学習指導要領が実施されるのに伴い、理科及び算数・数学教育の適切な実施を図るため、理科教育振興法に基づく理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正。

基準の改訂にあたっては、理科教育等設備基準の検討会を組織し、検討した。

## 2. 改正の主な内容

- (1) 新しい小学校等及び中学校等学習指導要領の趣旨を各学校に十分生かし、理数好きな児童生徒が増えるよう、理科及び算数・数学に関する教育のための設備の基準を改訂。
- (2) 特別支援学校における算数・数学に関する教育のための設備の基準について、障害種による区分方法を変更。

## 3. 施行日

公布の日から施行し、小学校等の設備の基準は平成23年度分の国庫補助金から、中学校等の設備の基準は平成24年度分の国庫補助金から適用する。

## 4. 今後のスケジュール（予定）

（平成23年）

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 3月7日   | 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において審議 |
| 3月中旬   | パブリック・コメント開始                 |
| 4月中旬   | パブリック・コメント終了                 |
| 4月下旬以降 | 省令の公示                        |

○文部科学省令第 号

理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項の規定に基づき、理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

文部科学大臣 高木 義明

理科教育のための設備の整備に関する細目を定める省令の一部を改正する省令（案）  
理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

第一 小学校の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目	
品 目	数 量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	3組
時間測定用具	1組

温度測定用具	1組
電気測定用具	1組
実験機械器具	
物と重さの学習用具	1組
風やゴムの学習用具	1組
光の学習用具	3組
磁石の学習用具	4組
生物の飼育・栽培用具	1組
空気と水の学習用具	1組
熱の学習用具	2組
光電池の学習用具	1組
電気の学習用具	1組
天体の学習用具	8組
物の運動の学習用具	1組
人体の学習用具	1組
気象の学習用具	2組

環境の学習用具	1 4組
てこの学習用具	3 2組
土地の学習用具	1 4組
空気の学習用具	2 1組
定温器	2 組
顕微鏡	4 2組
教材提示器具	1 組
保管庫	1 組
薬品処理装置	1 組
実験支援器具	2 2組
教材作成用具	2 組
野外観察調査用具	1 組
標本	5 7組
模型	
人体の模型	1 4組
植物の模型	1 組

動物の模型	3組
土地の模型	3組

別表第二を次のように改める。

第二 視覚特別支援学校の小学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	5組
時間測定用具	1組
温度測定用具	5組
電気測定用具	10組
実験機械器具	
物と重さの学習用具	1組
風やゴムの学習用具	1組
光の学習用具	2組

磁石の学習用具	3組
生物の飼育・栽培用具	3組
空気と水の学習用具	1組
熱の学習用具	1組
光電池の学習用具	3組
電気の学習用具	9組
天体の学習用具	8組
物の運動の学習用具	3組
人体の学習用具	4組
気象の学習用具	2組
環境の学習用具	6組
てこの学習用具	7組
土地の学習用具	6組
空気の学習用具	4組
定温器	2組
顕微鏡	4組

教材提示器具	1組
保管庫	1組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	6組
教材作成用具	2組
野外観察調査用具	1組
標本	25組
模型	
人体の模型	6組
植物の模型	1組
動物の模型	3組
土地の模型	3組

別表第三を次のように改める。

第三 聴覚特別支援学校の小学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
計量器	

長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	7組
時間測定用具	1組
温度測定用具	2組
電気測定用具	3組
実験機械器具	
物と重さの学習用具	1組
風やゴムの学習用具	1組
光の学習用具	2組
磁石の学習用具	3組
生物の飼育・栽培用具	4組
空気と水の学習用具	1組
熱の学習用具	3組
光電池の学習用具	3組
電気 <small>の</small> 学習用具	5組

天体の学習用具	7組
物の運動の学習用具	3組
人体の学習用具	1組
気象の学習用具	2組
環境の学習用具	5組
てこの学習用具	8組
土地の学習用具	6組
空気の学習用具	3組
定温器	2組
顕微鏡	1 4組
教材提示器具	1組
保管庫	1組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	6組
教材作成用具	2組
野外観察調査用具	1組

標本	25組
模型	
人体の模型	6組
植物の模型	1組
動物の模型	3組
土地の模型	3組

別表第四を次のように改める。

第四 肢体等特別支援学校の小学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	7組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	3組

---

実験機械器具

物と重さの学習用具	1組
風やゴムの学習用具	1組
光の学習用具	3組
磁石の学習用具	4組
生物の飼育・栽培用具	5組
空気と水の学習用具	1組
熱の学習用具	3組
光電池の学習用具	3組
電気の学習用具	4組
天体の学習用具	8組
物の運動の学習用具	3組
人体の学習用具	1組
気象の学習用具	2組
環境の学習用具	6組
てこの学習用具	7組

---

土地の学習用具	6組
空気の学習用具	3組
定温器	2組
顕微鏡	8組
教材提示器具	1組
保管庫	1組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	10組
教材作成用具	2組
野外観察調査用具	1組
標本	25組
模型	
人体の模型	6組
植物の模型	1組
動物の模型	3組
土地の模型	3組

別表第五を次のように改める。

第五 小学校の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
数と計算説明器具	7組
量と測定説明器具	4組
図形説明器具	4組
数量関係説明器具	6組
実験実習器具	
数と計算実験実習器具	1組
量と測定実験実習器具	1組
図形実験実習器具	1組
数量関係実験実習器具	1組
算数技能習熟器具	4組
計算器具	1組

別表第六を次のように改める。

第六 視覚特別支援学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
数と計算説明器具	7組
量と測定説明器具	4組
図形説明器具	4組
数量関係説明器具	6組
実験実習器具	
数と計算実験実習器具	1組
量と測定実験実習器具	3組
図形実験実習器具	3組
数量関係実験実習器具	1組
算数技能習熟器具	7組
計算器具	1組

別表第七を次のように改める。

第七 聴覚特別支援学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
数と計算説明器具	7 組
量と測定説明器具	4 組
図形説明器具	4 組
数量関係説明器具	6 組
実験実習器具	
数と計算実験実習器具	1 組
量と測定実験実習器具	3 組
図形実験実習器具	3 組
数量関係実験実習器具	1 組
算数技能習熟器具	7 組
計算器具	1 組

別表第八を次のように改める。

第八 知的特別支援学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
-----	-----

提示説明器具	
数と計算説明器具	9組
量と測定説明器具	3組
図形説明器具	2組
数量関係説明器具	5組
実験実習器具	
数と計算実験実習器具	1組
量と測定実験実習器具	1組
図形実験実習器具	1組
数量関係実験実習器具	1組
算数技能習熟器具	1組
計算器具	1組

別表第九を次のように改める。

第九 肢体等特別支援学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	

数と計算説明器具	8組
量と測定説明器具	5組
図形説明器具	4組
数量関係説明器具	6組
実験実習器具	
数と計算実験実習器具	1組
量と測定実験実習器具	3組
図形実験実習器具	3組
数量関係実験実習器具	1組
算数技能習熟器具	7組
計算器具	1組

別表第十を次のように改める。

第十 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する

細目	
品目	数量
計量器	

長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	1 2組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	2組
実験機械器具	
力の実験用具	1 3組
運動の実験用具	7組
光の実験用具	2組
音の実験用具	5組
電流と磁界の実験用具	4 5組
静電気の実験用具	1組
原子の構成の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	2組
微生物の学習用具	3組

遺伝の学習用具	1 1 組
天体の学習用具	6 組
気象観測用具	7 組
天気 of 学習用具	4 組
大地の学習用具	3 組
仕事とエネルギーの実験用具	1 3 組
環境の学習用具	9 組
科学技術の実験用具	1 組
顕微鏡	1 0 9 組
実験観察記録用具	2 組
物質とその変化の実験用具	3 組
保管庫	1 4 組
薬品処理装置	1 組
定温器	4 組
教材作成用具	9 組
教材提示器具	1 組

実験支援器具	28組
野外観察調査用具	3組
標本	28組
模型	
機械の模型	1組
大地の模型	6組
植物の模型	3組
動物の模型	3組
人体の模型	12組

別表第十一を次のように改める。

第十一 視覚特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	2組

時間測定用具	1組
温度測定用具	4組
電気測定用具	19組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	6組
光の実験用具	12組
音の実験用具	5組
電流と磁界の実験用具	18組
静電気の実験用具	1組
原子の構成の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	2組
微生物の学習用具	3組
遺伝の学習用具	4組
天体の学習用具	9組
気象観測用具	7組

天気の学習用具	3組
大地の学習用具	3組
仕事とエネルギーの実験用具	6組
環境の学習用具	9組
科学技術の実験用具	1組
顕微鏡	9組
実験観察記録用具	2組
物質とその変化の実験用具	2組
保管庫	6組
薬品処理装置	1組
定温器	4組
教材作成用具	5組
教材提示器具	1組
実験支援器具	9組
野外観察調査用具	3組
標本	34組

模型 機械の模型 大地の模型 植物の模型 動物の模型 人体の模型	1組 18組 20組 9組 33組
---	-------------------------------

別表第十一を次のように改める。

第十二 聴覚特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	4組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	2組

実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	6組
光の実験用具	2組
音の実験用具	6組
電流と磁界の実験用具	1 8組
静電気の実験用具	1組
原子の構成の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	2組
微生物の学習用具	3組
遺伝の学習用具	3組
天体の学習用具	6組
気象観測用具	7組
天気 of 学習用具	3組
大地の学習用具	3組
仕事とエネルギーの実験用具	5組

環境の学習用具	9組
科学技術の実験用具	1組
顕微鏡	22組
実験観察記録用具	2組
物質とその変化の実験用具	2組
保管庫	10組
薬品処理装置	1組
定温器	4組
教材作成用具	5組
教材提示器具	1組
実験支援器具	9組
野外観察調査用具	2組
標本	19組
模型	
機械の模型	1組
大地の模型	6組

植物の模型	3組
動物の模型	3組
人体の模型	12組

別表第十二を次のように改める。

第十三 知的特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	2組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	2組
実験機械器具	
力の実験用具	3組
運動の実験用具	2組

光の実験用具	2組
音の実験用具	2組
電流と磁界の実験用具	10組
静電気の実験用具	1組
原子の構成の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	2組
微生物の学習用具	1組
遺伝の学習用具	1組
天体の学習用具	6組
気象観測用具	4組
天気の実験用具	3組
大地の学習用具	3組
仕事とエネルギーの実験用具	1組
環境の学習用具	3組
科学技術の実験用具	1組
顕微鏡	18組

実験観察記録用具	1組
物質とその変化の実験用具	1組
保管庫	4組
薬品処理装置	1組
定温器	4組
教材作成用具	4組
教材提示器具	1組
実験支援器具	8組
野外観察調査用具	3組
標本	1 4組
模型	
機械の模型	1組
大地の模型	6組
植物の模型	3組
動物の模型	3組
人体の模型	1 2組

別表第十四を次のように改める。

第十四 肢体等特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	4組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	2組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	6組
光の実験用具	2組
音の実験用具	5組
電流と磁界の実験用具	1組

静電気の実験用具	1組
原子の構成の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	2組
微生物の学習用具	3組
遺伝の学習用具	3組
天体の学習用具	6組
気象観測用具	7組
天気 of 学習用具	3組
大地の学習用具	3組
仕事とエネルギーの実験用具	5組
環境の学習用具	9組
科学技術の実験用具	1組
顕微鏡	2 2組
実験観察記録用具	6組
物質とその変化の実験用具	2組
保管庫	4組

薬品処理装置	1組
定温器	4組
教材作成用具	5組
教材提示器具	9組
実験支援器具	11組
野外観察調査用具	2組
標本	19組
模型	
機械の模型	1組
大地の模型	6組
植物の模型	3組
動物の模型	3組
人体の模型	12組

別表第十五を次のように改める。

第十五 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の数学に関する教育のための設備の基準に関する表

品 目	数 量
提示説明器具	
数・式説明器具	1 組
図形説明器具	1 1 組
関数説明器具	1 組
確率・統計説明器具	1 組
実験実習器具	
図形実験実習器具	2 2 組
確率・統計実験実習器具	1 組
計算器具	2 1 組

別表第十六を次のように改める。

第十六 視覚特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
数・式説明器具	1 組
図形説明器具	1 1 組

関数説明器具	1組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	6組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

別表第十七を次のように定める。

第十七 聴覚特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
数・式説明器具	1組
図形説明器具	1組
関数説明器具	1組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	6組

確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

別表第二十六を別表第二十八とし、別表第十八から別表第二十五までを二表ずつ繰り下げる。  
別表第十七の次に次の二表を加える。

第十八 知的特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
数・式説明器具	9組
図形説明器具	8組
関数説明器具	3組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	1組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

第十九 肢体等特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
数・式説明器具	1組
図形説明器具	1組
関数説明器具	1組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	6組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

附則中「第九、第十及び第十一」を「第十、第十一及び第十二」に改める。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（以下「新令」という。）別表第一から別表第九までの規定については平成二十三年度分の国庫補助金から、別表第十から別表第十九までの規定については平成二十四年度分の国庫補助金から適用する。

2 前項の規定により新令別表第十から別表第十九までの規定が適用されるまでの中学校及び特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目については、なお従前の例による。

# 今後の理科教育等設備の整備の在り方について(概要)

「理科教育等設備基準改訂のための検討会」(平成22年7月)

## 設備基準改訂の必要性

新学習指導要領では、理科及び算数・数学について、授業時間数が増加し、指導内容の充実が図られるとともに、観察、実験をはじめとする科学的な体験や自然体験、算数・数学的活動が一層充実されることとなった。

こうした新学習指導要領の趣旨・内容に沿った指導をより効果的に行うために、設備基準省令等を改訂し、必要な理科設備、算数・数学設備の整備充実を図ることが求められている。

## 基準改善の方向性

### 品目の改善

前回改訂時の考え方を踏襲

- ・名称については、裁量幅の維持の観点から、個別具体の品目名称ではなく教育内容に着目した「総合名称」とする。
- ・一定額以上の設備を補助対象とする。  
(小学校1万円以上、中学校2万円以上、高等学校4万円以上)
- ・各教科の教育に共通して使用され得る設備については、基準に含めない。  
(コンピュータ本体、基本ソフト等)

基準に掲げる設備について、優先的に整備すべき重点品目を提示する。

- A: 新学習指導要領の趣旨・内容に沿った指導を行う上で、最も優先的に整備すべき設備
- B: 標準的に備えておくことが望ましい設備
- C: 整備することにより、指導が一層充実すると考えられる設備

### 数量の改善

学校規模にかかわらず、全ての学校について同一の数量基準を適用することにより、より多くの学校で理科設備、算数・数学設備が整備されるように促す。

### 特別支援学校における障害種の区分

理科(4区分)と同様に、算数・数学についても、知的特別支援学校に特化した基準を示す。

【現行】 視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校、養護特別支援学校  
視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校、知的特別支援学校、肢体等特別支援学校

## 補助制度の運用面での改善点

### 整備指標の改善

教材機能別分類表(公立義務教育諸学校の教材整備についての参考資料)にも理科設備を掲載し、各学校における設備の整備を促す。

特に優先的に整備すべき重点品目を明確にする。

例年実施していた悉皆による現有状況調査(金額ベース)は実施せず、現有状況を的確に把握できる調査を実施する。

整備状況については、現有率(金額ベース)ではなく、品目の保有状況(数量ベース)で示す。

### 設置者や各学校の事務負担の軽減化

学校が管理することとなっている設備台帳について、電子フォームの配布などICTを活用して各学校の負担軽減を図る。